



発行
東京都

目次

告示

- 歴史的建造物の選定……………一
- …（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- …（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
- …（同）…三
- 正誤……………三
- 令和元年十一月二十九日付東京都告示第七百七十三号……………四
- 令和四年三月十七日付目次……………四
- 令和四年四月二十一日付三月分目録……………四

告示

●東京都告示第千八十一号
東京都景観条例（平成十八年東京都条例第百三十六号）
第二十二条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物

を次のとおり選定する。

令和四年七月二十一日

名称	東京都知事 小池百合子 構造及び規模	所在地
北区中央図書館 （旧東京第一陸軍 造兵廠 第一製造 所 赤レンガ棟）	れんが造二連棟 ・RC造 平屋 建て・三階建て	北区十条台二丁目二 番五号
中央公園文化セン ター（旧東京第一 陸軍造兵廠 本部 事務所）	RC造、地上三 階地下一階建て	北区十条台二丁目二 番一号
カトリック赤羽教 会	木造、二階建て	北区赤羽二丁目一番 十二号
小平市平櫛田中 彫刻美術館記念館 （旧平櫛田中 邸）	木造、平屋建て	小平市学園西町二丁 目七番五号

●東京都告示第千八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

令和四年七月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区駒沢公園六百八十二番二、 令和四年三月二
七百五十二番、七百六十一番、七百 十八日
六十五番、七百六十六番、七百七十

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

七番、七百七十九番から七百八十二
番まで、七百八十四番一、同番二、
七百八十七番一、同番二、七百九十
九番一の一部、同番二、同番五、八
百七番一、八百六十五番三、八百七
十一番二、八百九十番、八百九十六
番、八百九十九番三、九百四十番一、
九百四十三番一、九百四十四番、九
百四十八番、九百四十九番一、九百
五十四番一、九百五十六番一、三千
三百九十七番から三千四百番まで、
三千四百一番一、同番二、三千四百
四番三、同番四、三千四百五番二の
一部、同番四、三千四百二十番一、
三千四百二十五番一、同番二、同番
七、三千四百二十六番、三千四百二
十八番、三千四百二十九番、三千四
百三十一番から三千四百三十四番ま
で、三千四百三十六番から三千四百
四十一番まで、同番二、同番三、三
千四百四十二番一、同番二、三千四
百四十三番、同番二、同番三、駒沢
一丁目三千四百二番、三千四百四十
三番一、同番四、三千四百四十四番
二、目黒区八雲五丁目千二百五十五
番、千二百六十二番、千二百六十三
番、千二百九十三番二、千三百番一、
東が丘二丁目九番一から同番五まで
並びに千二百二十三番一及び同番二
の各一部、千二百二十四番、千二百
三十番、千二百三十四番から千二百
三十七番まで、千二百三十八番一、
千二百四十三番一、同番三、千三百
一番一、同番三、同番四並びに千三
百五番二

●東京都告示第千八百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条
第一項第五号

令和四年六月二十八日

あきる野市野辺字下原七百五十一番一の道路

延長
四・九三
幅員
六・〇〇

●東京都告示第千八百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

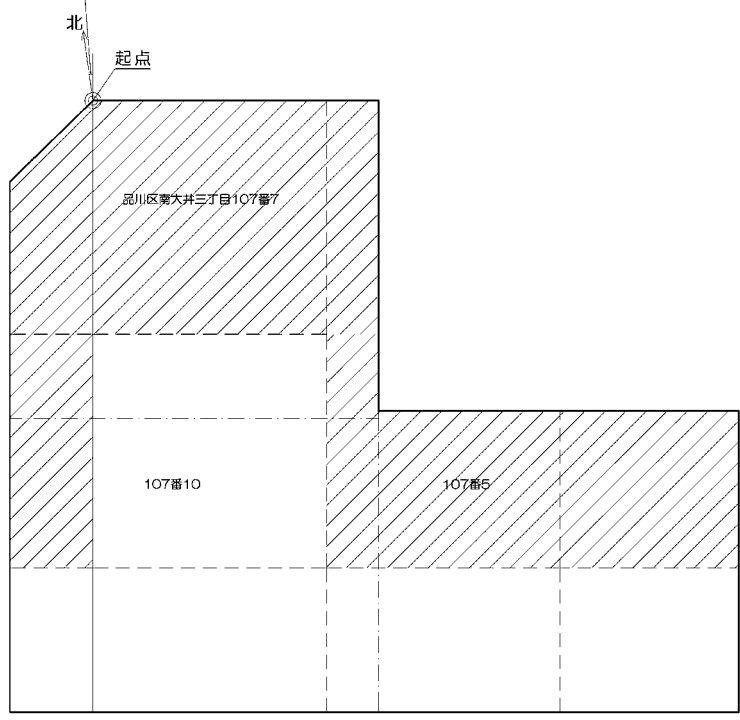
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区南大井三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

7度59分10秒



凡 例	
	敷地境界
	単位区画
	筆 境 界
	形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、品川区南大井三丁目107番7の最北端とする。

【格子の回転角度（7度59分10秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第二百四十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

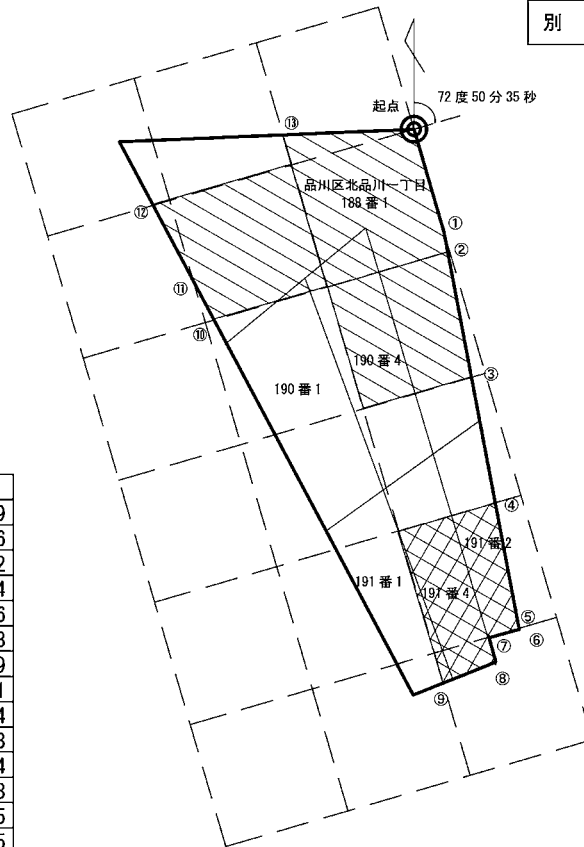
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性
この用紙は、リサイクルのうえ
で製造されています。

別図



測点名	X座標	Y座標
起点	-8535.086	-41880.779
①	-8532.730	-41888.856
②	-8532.433	-41890.422
③	-8530.565	-41900.294
④	-8528.697	-41910.166
⑤	-8526.829	-41920.038
⑥	-8526.813	-41920.119
⑦	-8529.181	-41920.781
⑧	-8528.652	-41922.674
⑨	-8532.793	-41924.323
⑩	-8550.801	-41895.784
⑪	-8552.443	-41892.693
⑫	-8555.593	-41886.765
⑬	-8545.374	-41881.225

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第241号により指定された区域)
- ▩ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、次の座標とする。
X座標：-8535.086 Y座標：-41880.779

記載されている座標は、測量法(昭和24年
法律第188号)の規定により、世界測地系
座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（72度50分35秒）】

格子の回転角度は起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を
中心として、右回りに回転させた角度を示す。

正誤

○令和元年十一月二十九日付東京都告示第七百七十三号

ページ一段一行 誤 正

九 中 後から 一六 同番二、同番五

後から 八 三千四百二番

後から 一 三千四百四十番

後から 三 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

後から 一 三千四百四十番

○令和四年三月十七日付目次

ページ一段一行 誤 正

一 上 後から 一五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 一五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 一五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 一五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 一五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 一五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 一五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

○令和四年四月二十一日付三月分目録

ページ一段一行 誤 正

九 中 後から 五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域

後から 五 建築基準法による一定の一団地の土地の区域